

## 「化学物質のリスク評価検討報告書(第1回)」を公表



厚生労働省は、事業場で労働者がどの程度化学物質にさらされたかを把握するべく露実態調査で平成24年度に調査対象となった10物質のうち、1,2-ジクロロプロパン、ナフタレン、フェニルヒドラジンの3物質についてリスク評価を行い、以下の結果を得ました。

### (1) 1,2-ジクロロプロパン

洗浄や払拭の業務について、適切なばく露防止措置が講じられない状況では、労働者の健康障害のリスクは高いと考えられることから、健康障害防止措置の検討を行うべきである。

### (2) ナフタレン

一部の事業場で、ばく露が高い状況が見られたことから、詳細なリスク評価が必要である。

### (3) フェニルヒドラジン

ばく露が高い状況は見られず、労働者の健康障害リスクは低いと考えられるが、有害性の高い物質であることから、関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当である。

今回のリスク評価を受け、これらの化学物質によるばく露を減らすため、1,2-ジクロロプロパンについては、直ちに健康障害防止措置の検討に着手し、ナフタレンについては、詳細なリスク評価を行うとしています。

当社は、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2013年5月31日付 厚生労働省報道発表資料

衛生技術箇所 小野元也